

## 神奈川県ボランティア活動推進基金審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)により設置された神奈川県ボランティア活動推進基金審査会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県ボランティア活動推進基金審査会(以下「審査会」という。)は、かながわボランティア活動推進基金21条例(平成13年神奈川県条例第10号)第7条に規定する事業等の実施に関し、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 審査会の委員(以下「委員」という。)は、ボランティア活動に関し識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審査会に会長1人を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、神奈川県立かながわ県民活動サポートセンターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営その他審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。